時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

第三千七百七十三號　明治廿六年九月廿九日　金曜日　舊暦癸巳八月二十日（己、巳）
日　出午前五時三十五分　入午後五時二十七分
月　出午後七時二十六分　入午前九時三分
滿潮　午前七時十七分　午後七時三十五分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり」

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

鐵道の專權

京濱鐵道の發車の度數は午前六時より午後十一時迄の間に各々十七回に過ぎず即ち凡そ一時間に一回の割合とは實に驚入たる次第にして公衆の不便迷惑一方ならざれば速に改革して發車を增加するか否らざれば線路に並行して新に私設鐵道を許可す可し目前實際の急務なりとて我輩も既に之を詳論し又ゐの鐵道を利用する人々は何れも異口同音に唱ふる所なれども鐵道廳は一向に平氣にして多年來未だ之に就て何等の議ありとしも聞かず公衆は日々ゐれに苦められて其都度當局の緩慢を想ひ起し心緒亂れざらんと欲するも得べからざるの有樣なれば爰に我輩も筆鋒を進め鐵道專權の實例として異正面より一言する所なき能はず前日も述べたる如く鐵道をして專有の姿を成さしむるときは其會社の私利の爲めに天下人民の利益幸福を犧牲にするも〻の懼なきにあらざれば何れの國にても鐵道會社の勝手次第に營業するみとをば禁止して以て社會公衆を保護するの實を取らざるはなし是れぞ鐵道監督法の常則として何人も認むる所なり凡そ商賣上に專有の權を恣にするは鐵道會社より易きものはある可らず會社が一線路を專有して他に競爭の懸念なければ運賃を高くし取扱を粗にし或は公衆が毎五分時乃至十分時の發車を需要するにも拘はらず毎一時間の發車を供給して氣樂に利益を占るも乘客荷主は之に對して訴るの道なきもの〻如し唯諸外國の風習は此專權の利を許さず輿論喋々其不都合を責めて止まざるが故に會社に於ても止むを得ず世間の希望に應ずるのみか年々歲々理事法を改良して人氣に投せんみとを謀り其改良の速にして頻繁なるは往々人の耳目を驚かすもの多しと云ふ然るに我京濱鐵道は明治五年創業以來年を閱するみと二十二、當時に生れたる赤兒は既に生長して丁年以上の人となりしに鐵道の理事法は恰も生れたるま〻に依然として舊套を守り殆んど改良の迹なしとは誰か聞いて驚かざらんや況んや社會進步の速力は赤兒の生長にも優るありて隨て人事の繁劇なる汽車も猶ほ遲しとするに於てをや萬般の改革遙に後れたりと云ふ可し或は其改革も目下の會計上に行はれ難しと云へば稍や恕す可きなれども假りに京濱鐵道の會計を獨立のものとして前年設立の工費と目下の純益とを計算したらば日本第一の線路にして工費の非常なりしにも拘はらず其割合は必ず豐なるものならん會計に差支なくして改革は不可なりと云ふか專有壟斷の甚だしきものなり若しも此事をして私設鐵道の所爲ならしめんには政府の筋にては必ず之を不都合なりとして彼是と干涉を試るみどならん或は然らずして剩餘の官有線又は今後敷設す可き官私の鐵道が悉く右の筆法に傚ふて公衆の便益を度外視するみとあるも捨て〻顧みざるの意か斯の如きは則ち日本の鐵道には監督法なきが如し文明世界の事に非ざるなり左れば政府に於ても此處は特に猛省を加へて改革を斷行し發車の度數を增し速力を進め又賃錢の割合をも低減す可きは當然なれどもいよ〳〵緩慢に附するに於ては是非に及ばず斷然一線の新鐵道敷設を許可して其專有の權を剝奪するを辭す可らず如何となれば當局者の所爲たるや今の鐵道のみにては到底公衆の便利を圖るみと能はずと云ふに等しければなり且つ我輩の新線敷設論は決して架空の談にあらず現に東京に中央停車場と稱す可きものは未だ設立に到らずして其道の人の說によればイヅレ丸の內の地をトして設けらる可しといふ然るときは之より赤坂區を橫ぎりて現線路よりは少々山の手を取り程ケ谷に出で〻橫濱に至るに沿道處として鐵線の通過に可ならざるなし立派に成立つ可き營業にして一旦許可をさへ得れば其許可と同時に資金の募集に心配なきは我輩の敢て保證する所なり京濱鐵道の當局者にして若しも業務の改革に懶しとならば强ひて勉强するを須ゐず公衆の便利を圖る者は他に幾多の人ありて存するなり萬一是も不可なり、彼も不可なりとて聽入れざるか我輩は之を評して無理と云ふのみ斷じて尤もなりと云はざる者

官報

○司法省令第十五號

本年（六月）司法省令第十號登記管轄區域表中左ノ通改定ス

一靜岡地方裁判所管內沼津區裁判所戶田出張所管轄君澤郡西浦村ヲ沼津區裁判所ノ管轄ニ編入ス

一甲府地方裁判所管內鰍澤區裁判所市川出張所管轄南巨摩郡西山村ヲ鰍澤區裁判所ノ管轄ニ編入ス

一長野地方裁判所管內飯田區裁判所管轄下伊那郡大鹿村山吹村ヲ飯田區裁判所河野出張所ノ管轄ニ編入ス

一新潟地方裁判所管內高田區裁判所飯田出張所管轄中頸城郡[illegible]村ヲ高田區裁判所ノ管轄ニ編入ス

一京都地方裁判所管內園部區裁判所龜岡出張所管轄船井郡[illegible]村ヲ園部區裁判所ノ管轄ニ編入ス

一高知地方裁判所管內須崎區裁判所別府出張所管轄高岡郡[illegible]村ヲ須崎區裁判所ノ管轄ニ編入ス

一山形地方裁判所管內新庄區裁判所管轄最上郡[illegible]村ヲ新庄區裁判所金山出張所ノ管轄ニ編入ス

明治二十六年九月二十八日　司法大臣芳川顯正

○內務省訓令第十八號　北海道廳府縣（沖繩縣ヲ除ク）

神社ハ祭典祝日等ニ付闕ク可ラサル儀式モ有之且社頭管理上ニ就テモ亦夫々ノ要務有之神職ハ一切內外ノ社務ヲ併セ司ル筈ニ付宮司權宮司ハ勿論禰宜主典ト雖モ官祭ヲ始メ月次祭典等ハレナク闕席不相成ノミナラス日々社頭又ハ社務所ニ於テ各其職務ニ從事スヘキモノニ有之候條神職一同此趣旨ヲ體シ怠慢ノ所爲無之樣訓示スヘシ

明治二十六年九月二十八日　內務大臣伯爵井上馨

○司法省告示第四十七號

來ル十月二日ヨリ左ノ出張所ヲ開廳ス

熊本地方裁判所管內
熊本區裁判所小嶋出張所　熊本區裁判所出水出張所
御船區裁判所木山出張所　御船區裁判所隈庄出張所
山鹿區裁判所六郷出張所　天草區裁判所宮田出張所

福島地方裁判所管內
福島區裁判所掛田出張所　福島區裁判所本宮出張所
中村區裁判所[illegible]出張所　白河區裁判所長沼出張所
白河區裁判所常豐出張所　平區裁判所小名濱出張所
若松區裁判所坂下出張所

明治二十六年九月二十八日　司法大臣芳川顯正

雜報

○朝鮮貨幣制度愈よ破滅す　朝鮮の貨幣制度を實行する事に付き大三輪長兵衛氏と安駉壽氏との間に衝突を起したる事は既に前便にも報道したるが安氏は閔泳駿氏を推して大三輪氏を斥けんとし大三輪氏は戶曹判書朴定陽氏を擁し國王の勅任あるを以て之に反對し政府部內の議論も亦區々に分れ遂に大會議を開きて決する事となり大三輪氏の如きは殆ど安危の分る處なりと會議場に於て陳辯せんとする議論の立案に汲々たりしが去る韓曆七月二十八日安駉壽氏は仁川より京城に歸り翌日我領事館に來りて杉村領事に面會し政府部內にては大三輪氏を解雇する事に決定したれば其手續を依賴する旨申込たりしを以て杉村領事は之を大三輪氏に通じ尙は念の爲め朴定陽氏に就き此事を質したるに更に間違なしとの事なりしかば愈よ解雇に決定したるを悟りたりしが間もなく大三輪氏來り事の成行を領事より聽取り直に朴氏を訪ひ尙ほも確めんとしたるに朴氏は既に意に介せず事態斯くの如く成り行くべしと領事に述べたるまでなるが今日となりては最早會議を開くの時なければ意見書を差出すべしと言ひたり大三輪氏は愈よ憤激し會議の上決定すべしと約束しながら違約するは何事ぞと罵りしも一向に其効なく今は國王殿下に上奏するより外なしとて上奏文起草中のよし尤も此上奏の容れら中に斷然辭職し其是に任すの決心なりとありたり

○海岸防禦の爆の爲め近頃据付けに國會に於て外國艦隊決せしを以て其後鎮今度新造の發射管敷る所即ち紐育港防禦れも空氣仕掛けにて度を一哩乃至二哩のーフークの邊は吃より一哩の間なるが如何なる堅牢の艦體追て試驗の上他の要

○赤穗城の破壞の記者エーカーテし同地舊城跡天守臺消滅するを惜み其趣に赤穗城は彼の忠臣城の跡大石內藏助の舊跡の一なり然るに垣を取壞つ所なりしの橋を架する爲め石土木合資會社へ千八ふ抑も元祿四十七士洋人も聞傳へて其義之を崇び其墳墓の地りし赤穗の花岳寺のに猶り其根本地たるる〻か千草川の架橋あり取りて差支へなめて得難き舊跡を僅みても尙は餘りある

○故岩崎彌太郎氏の富を致し明治のの偉業を永遠に傳へを被むりし人々は氏の公園內に建設せんとのるが右は座像に改め岩に評議一決したりと

○帝國水產會社の本金七十五萬圓增加の同社に入りて名譽社長人々のみなるが取締役なる水產家にして氏のに移住し爾後氏に至る頗る財產家のよしにてに移し函館に支店を置專ら支店を監理し爾て隆一氏と力を合せて社村田氏全力を舉げて事の增資を以て彼の臘虎膃肭を避り來春の獵期地に於て大に捕獲を試